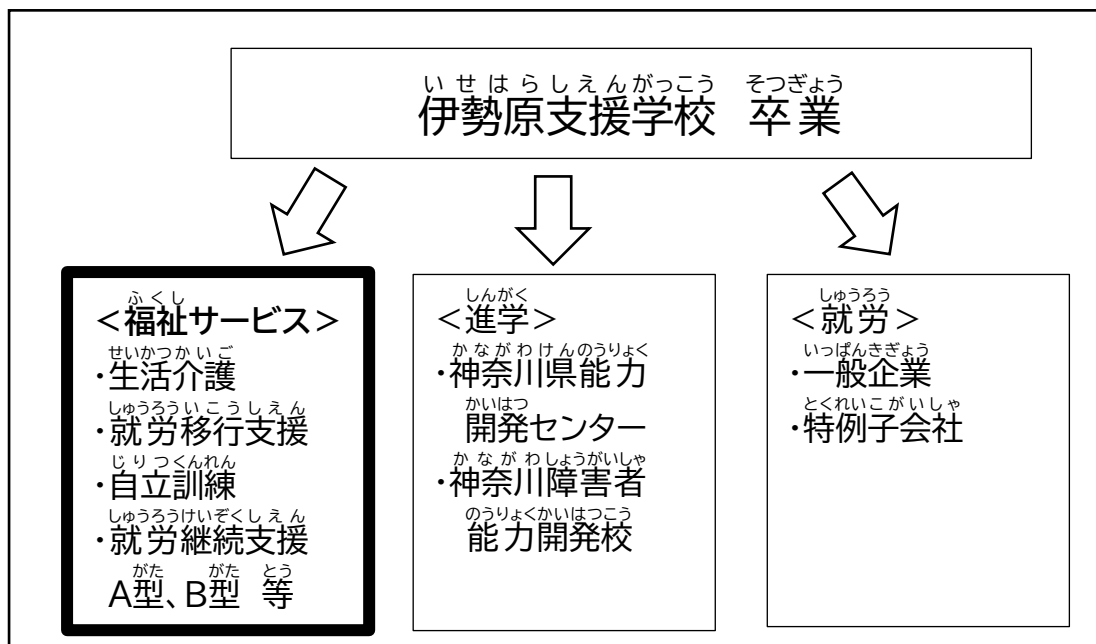


進路のみかた

いせはらしえんがっこう
伊勢原支援学校
れんけいしえん ぐるーぷ / しんろしえんはん
連携支援グループ/進路支援班
れいわ ねん がつ かはっこう
令和6年12月2日発行
だい ごう
第4号

りっとう す きゅう さむ ふか はつゆき たよ とど がつ こうない げんば じっしゅう しゅうかん
立冬を過ぎ、急に寒さが深まり初雪の便りが届くころとなりました。10月は、校内・現場実習が2週間あ
りました。いつもとは異なった環境で2週間作業に取り組んだり、校外に出て実習先の方々と過ごして仕事
の体験をしたりしました。緊張したり、大変だったりしたこともあったかもしれませんが。実習後の心地よい
充実感や、自分なりの進歩が心の糧となったことと思います。さらなる成長へとつながる経験を積むことが
できました。

さて、今回の「進路のみかた」では、卒業後の進路に関する「福祉事業所」について掲載します。
卒業後の主な進路先、その中の福祉サービスの特色について紹介し、進路選択の参考になる内容をまと
めました。別紙に、新規事業所の情報も掲載があります。



<生活介護事業とは>

○利用者
常時介護を要し、障害程度が一定以上の方
(* 障害支援区分3以上)

○サービス内容

- ① 創作的な活動や生産活動の機会を提供。
(例) 自主製品の製作、軽作業や運動などがあり、事業所ごとに特色がある。
- ② 支援を必要とする方には、入浴、排泄、食事等のサポートなども行う。

<就労移行支援事業とは>

○利用者
一般企業や在宅での就労などを希望する方。

○サービス内容

- ① 就労に必要な能力や知識を得るための訓練が24か月間受けられる。訓練の間も工賃(賃金)が支払われる。
- ② 就労先の紹介があり、サービスを利用して就職した場合、原則として6か月間就労移行支援事業者からの支援が受けられる。

＜自立訓練事業とは＞

○利用者

生活能力維持と向上に必要な訓練を受け、働くための土台作りをしたい方。

○サービス内容

- ・自立した日常生活や社会生活が送れるよう、訓練や助言などの支援を受けられる。基本的に24か月間の標準利用期間が設定されている。

＜就労継続支援A型(雇用型)事業とは＞

○利用者

企業に就労するのが困難ではあるが、一定の仕事をする力がある方。

○サービス内容

- ・就労や生産活動の機会の提供を受け、能力や知識の向上を目標とする。
- *雇用契約を結ぶので、サービス利用者は、労働者として扱われ、原則として地域の最低賃金が支払われる。

＜就労継続支援B型(非雇用型)事業とは＞

○利用者

企業に就労するのが困難ではあるが、一定の仕事をする力がある方。

○サービス内容

- ・訓練を目的とし、手芸などの自主製品の製作や受注作業等を行う。
- *雇用契約は結ばず、賃金ではなく事業所で決められた工賃を受け取る。比較的自分のペースで働くことができる。

＜地域活動支援センターとは＞

○創作的活動・生産活動の機会の推奨や

社会との交流の促進等の機会を提供する施設ですが、地域や施設によって提供する活動内容は異なります。

- 障害支援区分認定などの手続きは必要無く、市町村の決定により利用が可能になります。

*障害支援区分…必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分のことをいいます。